

古賀小学校学校いじめ防止基本方針

心身に重大な影響を及ぼすいじめから，学校，保護者，地域と一体になって児童生徒を守り育むとともに，安心して生活し学ぶことができる学校づくりのため，いじめ防止に向けた取組を明らかにする。

【めざす児童・生徒像】

- ＜やる木(気)＞ 課題解決意識をもって学び合う子ども
- ＜げん木(気)＞ 元気に挨拶をし，しっかり反応する子ども
- ＜こん木(気)＞ 目標に向かって成しとげようとする子ども

いじめ対策委員会

【学 校】

校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，
道徳教育推進教諭，人権・平和教育担当教諭
養護教諭，学校サポーター

【専門家・外部関係者】

P T A会長，副会長
学校評議員，古賀地区連合自治会長
民生主任児童員，学校相談員
課外クラブ指導者・部長

【P T A・地域との連携】

定例の育友会評議会に，
校長，教頭，各学年代表1名
ずつが出席し，児童の実態
を報告するとともに，協議，
協力を求める。

【関係機関との連携】

校長，教頭が主となり民
生児童員，青少年センター
との定期的な現状に係る協
議を行う。

【児童会】

社会性を育む上で重要だ
と考える習慣化の完全達成
を図る。

(いじめの禁止) 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

※いじめ防止対策推進法より抜粋

(保護者の責務等) 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめ問題への取組

(学校及び学校の教職員の責務) 第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

いじめの防止

<教職員の取組>

【日常的な教育活動】

「やる木(気)」子ども像に対応

○ 授業内外における話し合い活動の充実

- ・葛藤しながらも、友達とともに、よりよいこと・ものの判断力の育成

メタ認知による客観的なものの見方ができる児童の育成をめざし、真偽(客観性を持ち真実かどうかを)、道徳(道徳的に正しいか)、価値(どれほど有効か)、可能性(実行可能か)などを自ら問わせる。

○ インターネット(メール、LINE 等を含む)を通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・実態調査をもとに、発達段階に応じた指導を行う。

「こん木(気)」子ども像に対応

○ 心の教育の充実を図り、いじめを許さず、支持的風土に満ちた学級づくりを行う。

- ・思いやりのある集団づくりに努める。
- ・問題行動の早期発見と早期対応に努め、組織的な対応、個に応じた対応を行う。

「やる木(気)・げん木(気)・こん木(気)」の子ども像に対応

○ 「あははせだ運動」の完全達成(全校児童 80%以上が自己評価で「できる」と答える)を図る。

- ・関係校務分掌部による取組

生活指導部会(月に1回)での指導方針の共通理解・共通指導

- ・児童会や生活委員会への指導

生活委員会による月目標の啓発活動(校内放送週1回)

【定期的な活動】

○ 「子どもを語る会」において、気になる児童の実態や方策について協議し、共通理解を図る。

○ 何でも話し合える職員室の雰囲気の醸成に努め、「よき情報も、よくない情報も、すぐに管理職に報告する習慣化」を図る。

【行事】

○ 平和集会や人権集会を開催し、「共によりよく生きる態度や判断力の育成」を図る。

<児童の取組>

○ 「あははせだ運動」について、毎日努力する。

○ 生活月目標の達成について、毎日努力する。

- ・具体的な行動について、考え、話し合い、決定する。
- ・決定にしたがって、実行する。
- ・よりよいこと・ものについて、積極的に判断し、友達と議論する。

○ 児童を主体としたいじめ防止対策の推進(例いじめ撲滅宣言、いじめ防止標語など)

<保護者の取組>

- 「あははせだ運動」について
 - ・家庭生活の場に置き換えて、習慣化に努める。
 - ・学級懇談会で、実態や困ったこと等について報告会を行い、研修する。
- 自分の子どもに関心をもち、子どものストレスや寂しさに気付くようにする。
- 携帯電話やスマートフォン・通信機能付きゲーム機を使うルールを家庭で話し合って決める。
- 公園などで子どもが困っている場面を見つけたら積極的に声を掛け、子どもたちを地域の宝として共に育てると行った雰囲気を醸成する。

いじめの早期発見

<教職員の取組>

- 児童が集団から離れて一人で行動しているときは、声をかけて話を聞く。
- 上履き・机・椅子・学用品・掲示物などにいたずらがいないかを配り、あった場合は、すぐ対応し、原因を明らかにする。
- 学期に一度は、いじめアンケートを実施する。
必要な児童に対しては、面談を実施する。
- 発見した場合は、管理職に、即報告を行う。
- 学校いじめ対策委員会を開催し、対応を立て、実施する。
- 保護者には、常に連絡帳や通信を用いて、相談しやすい姿勢を示す。

<児童の取組>

- 一人で行動せず、友達と協力して正しく行動するように励まし合う。
- いじめに気付いたら、担任、養護教諭、学校サポーターなどに直接相談する。

<保護者の取組>

- 子どもとの会話をできるだけ多くして、服装などの汚れや乱れに気を配る。
- いじめに気付いたら、担任に直接話したり連絡帳等を用いたりして報告や相談をする。
- 悩みは何でも親に相談できるような雰囲気を普段から醸成する。

いじめに対する措置

<教職員の取組>

- 些細なことでも、「いじめ対策委員会」に報告・協議することを通して、チームで措置する。
- 当該児童や被害を受けた児童の了解を得て、あるいは、説得して、学年・学級児童に対して、事実、願い、今後の行動について共通指導する。
- 傍観することはいじめに荷担することと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の苦しみを理解させる。
- 休み時間や登下校の際も教職員による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。
- 事実を丹念に聴取しながら調べ、客観的に事態を把握し、記録に残す。本記録は、個人ファイル（丸秘扱い）に入れ、「子どもを語る会」で生かすとともに、進級するごとに確実に引き継ぐ。
- 当該児童や被害者の保護者に知らせる。両者の関係改善も図る。
- 定期及び臨時育友会を開催し、事実・方策について説明し、意見を交換し、よりよい措置にする。

<児童の取組（計画）>

- いじめをなくすための方策について、学級会を開催して話し合う。
- 「いじめは絶対に許さない」という立場で、学級宣言を行う。

<保護者の取組（計画）>

- 事実を冷静に確認し、我が子の言い分を十分聞くようにする。
- 当該児童保護者は、担任から知り得た情報を基に、命を守り幸せに生きる権利について互いに守っていくという見地から、厳重に指導する。
また、被害者の保護者と連絡を取り合い、良好な関係を保ち児童相互がよい関係を築くための方策を話し合い、子どもに指導する。
- いじめに気付いたとき、傍観者とならず助ける側の態度をとることができるような子どもに育てる。

重大事態発生時の取組

※ 学校だけでは解決できない大きな事案

- ・ 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- ・ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ① 市教育委員会→市長への報告を行う。
 - ② 事実関係を明確にするための質問紙調査等を行う。
 - ③ いじめを受けた児童やその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

いじめが発生した場合の対応

いじめの情報

- いじめが疑われるような動きがあった場合
- いじめを発見した場合
- 児童生徒や保護者、地域住民から相談や通報があった場合

情報キャッチャー

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- 一人で抱え込まず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。

担任・学年主任・生徒指導担当へ報告

→
直ちに報告する

教頭・校長への報告

- 速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめ対策委員会と連携して、いじめの事実の有無の確認を行う。

いじめ対策委員会

関係機関

- 「いじめ対策委員会」での関係児童生徒からの聴き取りや今後の指導・支援体制を組む。
- 犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、ためらうことなく、所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。

被害児童生徒への継続した支援

- 被害児童生徒を守り通すとともに、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。

加害児童生徒への継続した指導

- いじめた児童生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童生徒に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

保護者への継続した支援と助言

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒（加害、被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

状況に応じて指導・支援体制を検討し、「組織」でより適切な対応を行い、いじめへの取組を行う。

いじめのチェックリスト

☐頭痛、腹痛、嘔吐を訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁である。

☐何事にも集中力がなくなって、ぼんやりしていることが多い。

☐特定の子どもの席にだれも座ろうとしない。

☐黒板等に実名やあだ名で落書きがされている。

☐学級写真などの顔にいたずらされている。

☐特定の子どもがグループから離れて一人で行動するようになる。

☐表情が暗くどこことなく元気がない。

☐給食当番の場合、特定の子どもがさわった食器をさわらない。

☐友達というより教師と話したがる。

☐班編成で最後まで所属が決まらない。活動中もよく一人でいる。

☐席替えの後、机と机を離れたがる。

☐給食を残しがちである。

☐ひそひそ話や陰口が多くなり、お互いにそれを気にする雰囲気を感じられる。

☐朝の起床や登校が遅くなる。忘れ物も多くなる。

5 年間活動計画（令和7年度）（研修計画も含む）

月	活 動 内 容	月	活 動 内 容
4月	個人面談（全員，実態把握・観察） 子どもを語る会 いじめアンケート	10月	個人面談（全員，実態把握・観察） 子どもを語る会 いじめアンケート
5月	いじめアンケート	11月	いじめアンケート
6月	授業参観・懇談 いじめアンケート 子どもを語る会	12月	人権集会 いじめアンケート 子どもを語る会
7月	個人面談（希望者） 子どもを語る会 いじめアンケート	1月	子どもを語る会 いじめアンケート
8月	平和集会	2月	授業参観，懇談 いじめアンケート
9月	子どもを語る会 いじめアンケート	3月	いじめアンケート 子どもを語る会

6 様々な相談機関

相 談 窓 口	電話番号・メールアドレス	相 談 時 間	
長崎市こども相談センター	095-829-1122 メール・LINE 相談あり	8:45～17:30	（月～金）
長崎市教育研究所教育相談室	0120-556-275 soudan@nagasaki-city.ed.jp	9:00～16:00	（月～金）

長崎市こども・子育てイーカオ相談	095-822-3752 LINE 相談あり	8:45～17:30	(月～金)
長崎こども・女性・障害者支援センター	095-844-5132	9:00～17:45	(月～金)
子ども・家庭110番	095-844-1117	9:00～20:00	(毎日)
長崎子ども・若者総合相談センター(ゆめおす)	095-824-6325 yumeosu@n-kodomo-wakamono.jp	10:00～22:00	(月～水、 金土)
長崎県警察本部ヤングテレホン	0120-786714	9:00～17:45	(月～金)
長崎いのちの電話	095-842-4343	9:00～22:00	(毎日)
		第1・3土曜日は24時間	
こころの電話	095-847-7867	9:00～12:00 13:00～15:15	(月～金)
こどもの人権110番	0120-007-110 メール・LINE 相談あり	8:30～17:15	(月～金)
24時間子どもSOSダイヤル	0120-0-78310	24時間	(毎日)